

写

答 申 書

公害防止事業（第5期）に係る
管理費の事業者負担について

平成24年11月 7日

姫路市環境審議会

平成24年(2012年)11月7日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市環境審議会
会長 中瀬 勲



公害防止事業に係る管理費の事業者負担について (答申)

平成24年5月30日本審議会に諮問された 諮問第1号「公害防止事業に係る管理費の事業者負担について」に関し、慎重に審議を重ね結論を得たので次のとおり答申する。

序 文

姫路市の臨海部は工業都市として大きく発展したが、一方で企業の生産活動に伴う大気汚染なども発生し、公害防止対策としての環境整備が必要となった。そこで、昭和44年から平成13年3月にかけて、第1期から第6期に分けて臨海工業地帯とその背後の住宅地を分断するために、かつ、工場の従業員や地域住民が共同で利用できる共同福利施設として緩衝緑地が造成された。この緑地は「姫路市浜手緑地」と命名され、維持管理は昭和44年度から継続して実施されている。

浜手緑地第5期事業は、姫路市広畑区鶴町一丁目・二丁目地区5,97ヘクタールについて、昭和61年度から平成5年度にかけて整備されたものである。姫路市では、当該緑地の管理事業に関し、姫路市環境審議会の答申に基づき費用負担計画を定めるとともに事業者管理費の負担を求め、適正な管理事業を実施されてきた。

今般、当該緑地の平成25年度以降の管理事業に関し、姫路市長から「公害防止事業に係る管理費の事業者負担について」諮問があった。本審議会では、改めて浜手緑地を設置した目的、管理事業の基本的な考え方、樹木の生育程度及び事業者の事業活動の現況等を踏まえ慎重に審議した結果、平成25年度の1ヵ年について答申するのが最適と判断し、次のとおり答申する。

本 文

平成25年度における管理費の事業者負担については、次に記述するとおりとする。

1 公害防止事業の種類

公害防止事業費事業者負担法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する緩衝緑地の管理事業とする。

2 費用を負担させる事業者を定める基準

これまでの経緯及び造成当初の考え方を十分考慮し、法第16条に規定する中小企業者に対する配慮をも検討し、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 区域

次のア、イ、ウ、エの各線によって囲まれた区域内の工業地域及び工業専用地域に所在する工場又は事業場とする。

ア 飾磨港区臨海道路の北側と新日鐵住金株式会社広畑製鐵所旧引込線鉄道敷南側との交点と、姫路市飾磨区今在家1351番16の土地の東北の角を経て、更に埋立護岸東側の最南端を経て姫路市広畑区富士町1番の土地の東南の角を結ぶ線

イ 飾磨港区臨海道路の北側と新日鐵住金株式会社広畑製鐵所旧引込線鉄道敷南側との交点から、飾磨港区臨海道路の西側と今在家排水路堤とう敷北側との交点を経て、姫路市広畑区大町三丁目64番の土地の西南の角を結ぶ都市計画浜手緑地帯の南端線沿いの連結線

ウ 姫路市広畑区大町三丁目64番の土地の西南の角より東汐入川左岸堤とう敷沿いに下流最西端の埋立護岸を結ぶ線

エ 姫路市広畑区富士町1番の土地の東南の角より東汐入川左岸堤とう敷沿いの下流最西端の埋立護岸を結ぶ線

(別紙図面のとおりに)

(2) 業種

日本産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる産業のいずれかに該当する工場又は事業場とする。

ア 大分類 E 製造業

イ 中分類 47 倉庫業

- ウ 小分類番号 5 3 3 石油・鉱物卸売業
- エ 小分類番号 5 3 4 鉄鋼製品卸売業
- オ 小分類番号 5 3 5 非鉄金属卸売業
- カ 小分類番号 5 3 6 再生資源卸売業

(3) 公害の原因となる施設の種類及び規模並びに事業活動に伴い排出される
公害の原因となる物質の量及び質

ア 大気汚染

(ア) 燃料及び原料（いおう酸化物及びばいじんを除く大気汚染物質排出の
要因となるもの。）

1日あたり5,000リットル以上の燃料及び原料（重油以外の燃料
及び原料は重油にエネルギー換算する）を使用する工場又は事業場

(イ) いおう酸化物

年間30トン以上のいおう酸化物を排出する工場又は事業場

(ウ) ばいじん

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有し、それから排出するば
いじん量が1時間あたり2.25キログラム以上の工場又は事業場

(エ) 粉じん

原材料の野外置場、ノロ処理場等の面積が25,000平方メートル
以上の工場又は事業場

イ 騒音

騒音規制法に基づく特定施設の原動機の出力総計が1,000キロワ
ット以上の工場又は事業場

3 公害防止事業費（管理費）の額

緑地の管理費用は樹木の生育との関係が深いことから、除草・施肥・病害
虫防除等にわたる管理作業の事業量について検討した結果、管理費は次のと
おりとする。

平成25年度 107万円以内

4 負担総額及びその算定基礎

管理費の負担については、国・県の補助制度がなく直接市民の負担につな
がること、市が管理費の低減に最大の努力を払うこと等を考慮したうえで、
現時点では事業者と市民が共同の立場で負担すべきが妥当であるとし、事業
者の負担を公害防止事業費（管理費）の2分の1とし、その負担金額は次の

とおりとする。

平成25年度 53万5千円以内

5 公害防止事業の実施に必要な事項

事業者ごとの負担割合の算定にあたっては、活動状況の把握を行い、平成24年度の活動状況に応じて平成25年度の負担割合を算定することとする。

なお、年度途中で操業が開始された場合は、平成24年度内の活動状況に応じて平成25年度に管理費の負担を負うものとする。

審議経過

平成24年5月30日

諮問第1号により公害防止事業に係る管理費の事業者負担について、姫路市長から諮問を受ける。

家永 善文、岩成 孝、浦上 文男、通山 由美、中澤 卓生、西村 正喜、三渡 眞介、村瀬 智子、山本 一郎 の各委員をもって浜手緑地委員会を設置し、審議を付託。

家永 善文委員を浜手緑地委員会委員長に選任。

平成24年5月30日

浜手緑地委員会を開催し、諮問事項を審議。

平成24年7月25日

浜手緑地委員会を開催し、現地を視察するとともに、諮問事項を審議。

平成24年11月7日

審議会を開催し、浜手緑地委員会報告を踏まえて審議。

平成24年11月7日

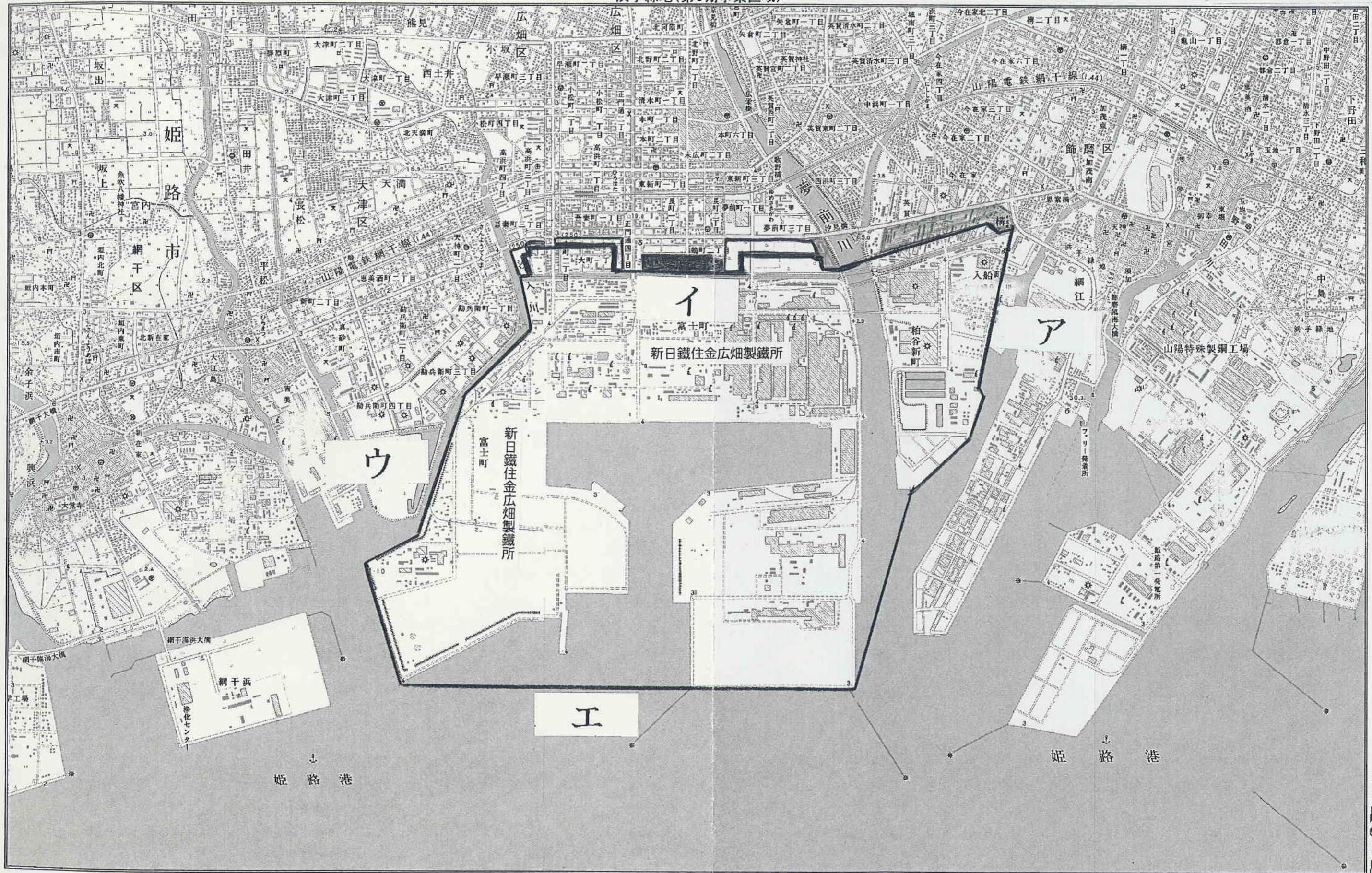
諮問第1号の公害防止事業に係る管理費の事業者負担について答申。

姫路市環境審議会名簿

会 長	中 瀬	勲	兵庫県立大学教授
副会長	糺 川	恵 司	姫路商工会議所常議員
委 員	足 立	昌 子	神戸薬科大学教授
委 員	有 馬	妙 子	姫路市連合婦人会会長
委 員	家 永	善 文	元姫路科学館館長
委 員	石 井	修	姫路経営者協会副会長
委 員	岩 成	孝	姫路市連合自治会会長
委 員	浦 上	文 男	姫路薬剤師会会長
委 員	大 西	浩 二	公益社団法人姫路青年会議所副理事長(平成 24 年 10 月 1 日～)
委 員	小 河	晶 子	近大姫路大学教授
委 員	川 崎	志 保	兵庫県弁護士会姫路支部
委 員	杉 江	他曾宏	兵庫県立大学特任教授
委 員	通 山	由 美	姫路獨協大学教授
委 員	中 澤	卓 生	姫路市漁業協同組合代表理事組合長
委 員	西 村	正 喜	姫路獨協大学准教授
委 員	福 永	明	連合兵庫姫路地域協議会副議長
委 員	三 渡	眞 介	公益社団法人姫路青年会議所理事長(～平成 24 年 9 月 30 日)
委 員	村 瀬	智 子	近大姫路大学教授
委 員	山 村	充	兵庫県立大学准教授
委 員	山 本	一 郎	社団法人姫路市医師会副会長

(五十音順・敬称略)

浜手緑地(第5期事業区域)



縮尺 1 : 25000

0 125 250 500 750 1000m